

松田町後期高齢者医療被保険者人間ドック補助
金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、松田町後期高齢者医療被保険者（以下「被保険者」という。）の疾病予防及び健康の保持増進を図るため、人間ドックを受診した被保険者に対して、松田町後期高齢者医療被保険者人間ドック補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で定める人間ドックとは、医療機関等において行う呼吸器系、循環器系及び消化器系等の総合的な健康診断をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を備えている者でなければならない。

- (1) 人間ドックの受診日において被保険者であること。
- (2) 松田町の後期高齢者医療の保険料を人間ドックの受診日の直近の納期まで完納していること。
- (3) 人間ドックを受診しようとする同一年度内において、松田町が実施する特定健康診査及び国民健康保険人間ドック等補助金の交付を受けていないこと。
- (4) 人間ドックを受診しようとする同一年度内において、松田町が実施する高齢者健康診査及びこの要綱に定める補助金の交付を受けていないこと。

(交付回数)

第4条 被保険者が補助金の交付を受けることができる回数は、受診者1人につき当該年度1回とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、2万円を上限とする。ただし、人間ドックの受診のために要した額が上限に満たない場合は、その

要した額とする。

（補助金の交付）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、人間ドック受診日の概ね10日前までに松田町後期高齢者医療被保険者人間ドック補助金交付申請書（第1号様式）を提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、その適否を決定し、松田町後期高齢者医療被保険者人間ドック補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

3 前項により補助金の交付を受けることができることとなった申請者は、受診後、松田町後期高齢者医療被保険者人間ドック補助金交付請求書（第3号様式）に次のものを添付して受診後概ね1か月以内に提出しなければならない。

- (1) 人間ドックの受診結果
- (2) 人間ドックの受診に係る領収書の原本
- (3) 後期高齢者医療被保険者証

（制限事項）

第7条 この補助金の交付を受けた者は、同一年度内に松田町が実施する高齢者健康診査を受けることができない。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

（適用期日等）

2 この要綱の施行の際、平成26年4月1日から施行期日までの間に人間ドックを受診した者については、この要綱の適用を受けるものとみなす。この場合において、第6条第1項の規定する「概ね10日前までに」とあるのは、「施行期日後

速やかに」と、第３項に規定する「受診後概ね」とあるのは、
「交付決定通知書受理後概ね」と読み替えるものとする。

附 則

この告示は、平成２８年４月１日から施行する。